

## 寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器について（詳細説明）

「大領」の墨書を有する須恵器は、底径8 cm以上の皿の底部片であり、「大領」の墨書が認められる。

「少領」（1）の墨書を有する須恵器は、坏蓋または高坏蓋の天井部破片で、古墳時代後期（6世紀）に遡る可能性があり、奈良時代に入ってから転用品とみられる。墨書は「少領」と判読でき、天井部内面の中央をやや外れた位置に確認できる。

「少領」（2）の墨書を有する須恵器は、坏身の底部であり、低平な高台を有する。外面高台内側に太い文字で「少領」と記す。8世紀後半の須恵器である。

「領」（推定）の墨書を有する須恵器は、奈良時代末期の坏蓋で、摘まみに移行する部分で欠失する。推定口径13.8 cmを計測する。墨痕は器内面の中央近くに「領」（推定）の旁が読み取れる。

「帳」（推定）の墨書を有する須恵器は、4.5 cm程の小片であるが、坏身片とみられる。「主帳」の下字の公算が大きい。

これらの墨書土器は、奈良時代後半期のものを中心とする須恵器に墨痕がみられるもので、律令期の地方行政機構として確立している四等官制の郡司層の往来や定着を示すものである。当該墨書土器の使用例としては兵庫県下において類品の乏しいものであり、郡の公的機関の所在や施設の一部を示す遺物として重要である。とくに長官に位置する郡領「大領」や次官に相当する「少領」が同一地点で発掘調査により検出をみたことは、古代行政機構の構成や郡政の中心場所を示唆する歴史的意義があり、墨書土器の持つセットとしての存在形態は全国的にみても看過できない文字史料と言える。寺田遺跡西部の近辺には、白鳳前期建立の芦屋廃寺跡や日本で二番目に古い干支年銘木簡を出土した三条九ノ坪遺跡があり、南方には芦屋駅家関連施設（駅戸）の存在が推定される深江北町遺跡（神戸市東灘区）や津知遺跡が存在する。こうした官衙域という歴史的環境の下で検証された墨書土器としては、遺跡学的に考えても大変有効性の高いものであり、本市域の発展を証するのみならず、旧摂津国菟原郡の政治・社会のありようの解明に優れた素材を提供するものである。なお、同一の調査地点出土の土馬については、墨書土器が出土した苑池状遺構が律令期の祭祀とも深く係わる遺構であることを保障し、限られた面積で確認された遺構・遺物の性格付けに大きな意味を付与する。

実際に、四等官制や郡司に関する現在の日本古代史における研究の到達点などを吟味しつつ、歴史的な意義付けを行う必要がある。